

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地の 4

名 称 浜田化学株式会社

代 表 者 代表取締役 岡野 嘉市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲 村 和 美



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 3 月 27 日

許 可 の 有 効 期 限 令和 8 年 3 月 26 日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬業（積替え・保管を含まない。）

取扱産業廃棄物の種類（以下、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- ①汚泥
 - ②廃油
 - ③廃酸
 - ④廃アルカリ
 - ⑤廃プラスチック類
 - ⑥紙くず
 - ⑦木くず
 - ⑧繊維くず
 - ⑨動物又は植物に係る固形状の不要物
 - ⑩金属くず
 - ⑪ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず
 - ⑫工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上 12 種類
（⑤⑪⑫は、石綿含有産業廃棄物を含む。）

(2) 収集運搬業（積替え・保管を含む。）

取扱産業廃棄物の種類

- ①廃プラスチック類
 - ②紙くず
 - ③木くず
 - ④繊維くず
 - ⑤金属くず
 - ⑥ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず
 - ⑦工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
- 以上 7 種類

（裏面に続く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地	兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地の 8 8	
面 積	1 6 . 9 2 m ²	
種 類	保管上限	積み上げることができる高さ
廃プラスチック類	1 . 3 m ³	容器を用いた保管
紙くず	0 . 8 m ³	容器を用いた保管
木くず	0 . 8 m ³	容器を用いた保管
繊維くず	0 . 8 m ³	容器を用いた保管
金属くず	2 2 . 3 m ³	容器を用いた保管
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず	0 . 8 m ³	容器を用いた保管
工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	0 . 8 m ³	容器を用いた保管

3. 許可の条件

- (1) 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
- (2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- (3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 51 年 3 月 4 日	新規許可	平成 23 年 3 月 27 日	更新許可
昭和 63 年 2 月 29 日	期限付与	平成 28 年 3 月 27 日	更新許可
平成 3 年 3 月 27 日	更新許可	令和 3 年 3 月 27 日	更新許可
平成 18 年 3 月 27 日	更新許可		

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

以 上